

平成26年8月9日

国土交通大臣  
太田 昭宏 様

一般社団法人日本ビルヂング協会連合会  
会長 高木 丈太郎

### 平成26年度税制改正・予算に関する要望について

当連合会の活動につきまして、平素より格別のご高配を賜りまして厚く御礼申し上げます。

平成26年度の税制改正や予算編成にあたり、下記の事項を要望いたしますので、よろしくご支援のほどお願い申し上げます。

#### 記

#### I 創設要望項目

##### 1. 国家戦略特区における税制の創設

- (1) 政府が創設に向けて検討を進めている国家戦略特区において、外国人向けの教育施設、外国語で利用できる医療施設、産学によるイノベーションセンターおよび外国人向けビジネス・コンシェルジュなど、外国企業の誘致に資する施設を設置した場合、当該施設に関する特別償却制度及び固定資産税・都市計画税の軽減制度を創設していただきたい。
- (2) 国家戦略特区において、国際戦略総合特区や都市再生緊急整備地域における既存の税制支援措置を拡充する新たな税制を創設していただきたい。

##### 2. 緊急輸送道路沿道において耐震改修または建替えを行った事業用建物に対する固定資産税の減免制度の創設

緊急輸送路沿道において耐震改修または建替えを行った事業用建物に対する固定資産税を3年間5割減額する制度を創設していただきたい。

### 3. スマートシティの形成促進に資する税制・予算制度の創設

業務系ビルを中心として、一定のエリアにおいて自立型エネルギー供給システムを導入しつつ、エネルギー消費の計測、分析、制御を行ってビル内及び複数ビルのエネルギーを総合的に管理するスマートシティの形成は、環境対策面から効果的である。

このようなスマートシティの形成を促進するための制度を創設するとともに、これに資する税制・予算制度を創設していただきたい。

### 4. 環境不動産を対象とした税制の創設

- (1) 環境不動産（例えば、建築環境総合性能評価システム（CASBEE）においてSまたはAランクに認定されたビル）を対象として、事業所税の資産割分を免除する制度を創設していただきたい。
- (2) 環境不動産のうち「中心市街地の活性化に関する法律」の対象区域内にある地方都市の中小ビル（エネルギー管理指定工場に該当するものを除く）に係る固定資産税（家屋分）を3年間50パーセント減額する制度を創設していただきたい。

## II 既存税制の延長要望

### 5. 国際戦略総合特区内における法人税の特例措置の延長

国際戦略総合特区内における法人税の特例措置（当該特区の戦略に合致する事業の用に供する機械、建物等を取得してその事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除）について、適用期限を延長していただきたい。

以上